

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル
(平成25年3月)」の送付について

計105枚（本紙を除く）

Vol.319

平成25年3月12日

厚生労働省老健局高齢者支援課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3972)

FAX：03-3595-2888

事務連絡
平成25年3月12日

各 都道府県
指定都市
中核市 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）」の送付について

日頃より、介護保険行政の推進にご尽力いただきました厚く御礼申し上げます。

介護保険施設等における感染症、食中毒の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、平成17年3月にとりまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に取り組んでいただいているところです。

今般、感染症に関する新しい知見や制度改正等を踏まえ、平成24年度老人保健健康増進等事業「介護施設の重度化に対応したケアのあり方に関する研究事業」（実施主体：株式会社三菱総合研究所）において内容の見直しを行い、別添「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）」を作成しましたので送付します。

つきましては、管内市町村及び介護保険施設等に対して本マニュアルを周知徹底していくとともに、今後は、本マニュアルに従って、感染症、食中毒の予防やまん延の防止に努めていただきますようお願いします。

【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

<照会先>

厚生労働省老健局高齢者支援課 右田（みぎた）

電話 : 03-5253-1111 (内線3972)

03-3595-2888 (夜間直通)

電子メール : migita-shuuhei@mhlw.go.jp

高齢者介護施設における 感染対策マニュアル

平成 25 年 3 月

2) 個別の感染症の特徴・感染予防・発生時の対応

(1) 接触感染（経口感染含む）

a. ノロウイルス（感染性胃腸炎）

ア. 特徴

ノロウイルスは、冬季の感染性胃腸炎の主要な原因となるウイルスです。感染力が強く、少量のウイルス（100個以下）でも感染し、集団感染を起こすことがあります。ノロウイルスは汚染された貝類（カキなどの二枚貝）を、生あるいは十分加熱調理しないで食べた場合に感染します。（なお、ノロウイルスは調理の過程で85°C以上1分間の加熱を行えば感染性はなくなるとされています。）。ただし現在では、二枚貝よりも感染者を介したヒト→ヒト感染の例が多く報告されています。

高齢者介護施設においては、入所者の便や嘔吐物に触れた手指で取り扱う食品などを介して、二次感染を起こす場合が多くなっています。特に、おむつや嘔吐物の処理には注意が必要です。

潜伏期は1～2日、主症状は、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢で、通常は1～2日続いた後、治癒します。

高齢者介護施設では、感染した入所者の便や嘔吐物に触れた手指で取り扱う食品などを介して、二次感染を起こす場合が多くなっています。また、施設内で手に触れる場所（手すり、ドアノブ、水道の蛇口、テーブル、取っ手など）は、ノロウイルスに汚染されている可能性があり、二次感染を起こすことがあります。**場合によっては、井戸水、入浴中に排便してしまったときの浴槽水によっても感染が起こることがあります。**また、接触感染のみでなく、嘔吐物の処理のときや介護中に嘔吐したとき飛沫により感染することがあります。

イ. 平常時の対応

感染防止には、正しい手洗い・消毒を実行することが大切です。介護職員・看護職員は介助後・配膳前・食事介助時には必ず手を洗いましょう。手袋を脱いだときも必ず手を洗いましょう。

ノロウイルスはアルコールによる消毒効果が弱いため、アルコールのみの擦式消毒薬による手指衛生は有効ではありません。むしろ液体石けんによる手洗いが重要です。ただし固形石けんはウイルスを媒介する可能性があるため、液体型の石けんの使用を推奨します。

なお、食品の取り扱いにおいては、付録1の「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）（最終改正：平成24年5月18日食安発0518第1号）別添）、「中小規模調理施設に